

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 建築基準法による意見の聴取……………
- ……………（都市整備局市街地建築部調整課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 知事指定薬物の指定……………
- ……………（福祉保健局健康安全部業務課）…二
- 公 告
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- ……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…二
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………
- ……………（同）…三

### 告示

#### ●東京都告示第千二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第九項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会

の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住  
所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害  
関係を記した書面を提出してください。

平成二十七年六月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 公聴会を行う日時 平成二十七年七月二日（木曜日）

午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二一三会議室

新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先

東京都都市整備局市街地建築部調整課審査係（東京都庁第二本庁舎三階）  
新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話〇三（五三八八）三三三三四

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 中央区日本橋二丁目十番二号

所氏名 日本橋二丁目地区市街地再開発組合

建築敷地 中央区日本橋二丁目十七番三号

地域地区 商業地域、防火地域、日本橋二丁目地区都市再生特別地区及び日本橋・東京駅前地区

地区計画

申 請 の 概 要

工事種別 新築  
及び用途 事務所、百貨店、物販店舗、飲食店及び自動車庫

敷地面積 約六、〇二四平方メートル

建築面積 約五、三〇一平方メートル

延べ面積 約一四七、七六三平方メートル

構造及び 鉄骨造、コンクリート充填鋼管構造、鉄骨

階数 鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート

地上三十二階地下五階

高さ 一七四・六六メートル  
適用条文 建築基準法第四十八条第九項ただし書

#### ●東京都告示第千二十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十四年東京都告示第千七百二十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月二十四日

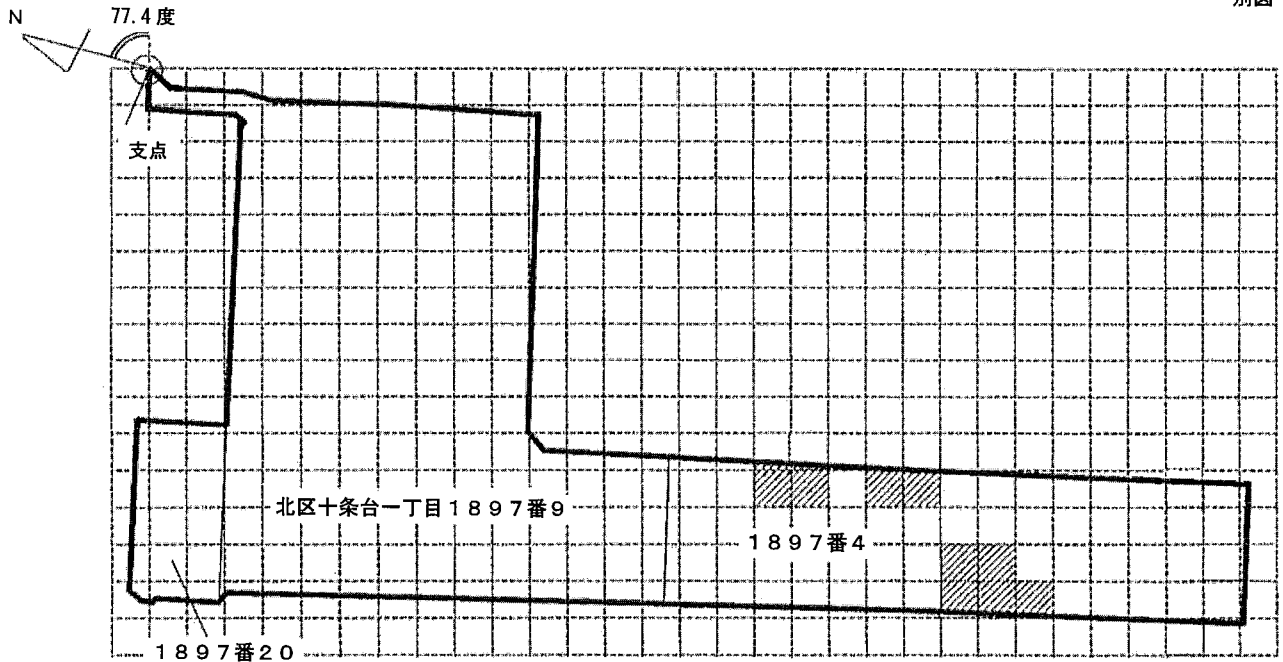
東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区十条台二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



**【支点】**  
 支点は、北區十條台一丁目1897番9の最北端とする。

**【格子の回転角度】77.4度**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

**【凡例】**  
 — 敷地境界線  
 - - - 単位区画境界線  
 — 筆境界線  
 ▨ 指定を解除する区域

●東京都告示第千二十六号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成二十七年六月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

一 知事指定薬物の名称

化学名 ニー「(四)クロロニ・五」ジメトキシフ

エネチルアミノ)メチル」フェノール(通称名

二五C-NBOH)及びその塩類

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため。

三 施行期日

平成二十七年六月二十五日

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年六月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

一 店舗名 (仮称)ニトリ大田東糀谷店

二 店舗所在地 大田区東糀谷二丁目十二番地  
 三 設置者名 株式会社ニトリ  
 四 意見

ア 聴取者 大田区長  
 イ 概要 意見なし  
 ウ 収受日 平成二十七年五月八日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
 (新宿区西新宿二丁目八番一号)  
 六 縦覧期間 平成二十七年六月二十四日から同年七月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年六月二十四日

東京都知事 舩 添 要 一

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 (仮称) ビーバープロ町田木曾店  
 イ 店舗所在地 町田市木曾西三丁目二十六番地七ほか  
 ウ 設置者名 株式会社三和ホールディングスほか一名

(二)ア 店舗名 島忠ホームズ町田三輪店

イ 店舗所在地 町田市三輪町字四号二百八十一番地  
 一ほか

ウ 設置者名 株式会社島忠  
 (三)ア 店舗名 サンシャインシティ

イ 店舗所在地 豊島区東池袋三丁目一番一号ほか  
 ウ 設置者名 株式会社サンシャインシティほか一名

(四)ア 店舗名 万田ビル

イ 店舗所在地 立川市曙町二丁目十八番十八号

ウ 設置者名 多摩中央産業株式会社

(五)ア 店舗名 調布駅北口ビル

イ 店舗所在地 調布市小島町一丁目三十七番地四ほか  
 ウ 設置者名 株式会社パルコほか七名

二 東京都の意見の概要

(一) 概要

一(一)から(五)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。

(二) 意見の通知日 平成二十七年五月二十五日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

四 縦覧期間

平成二十七年六月二十四日から同年七月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

五 縦覧時間

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価

本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区小石川二丁目三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 112-0002